

## 「第2期沼田町生きるを支える計画」

～ 誰も追いつまれない“まち”を目指して ～

本計画は、自殺対策基本法（平成18年制定/平成28年改正）に基づき策定した「第1期沼田町生きるを支える計画」（平成31年4月～令和6年3月/平成31年3月策定）の実績を評価し、令和6年度から令和10年度における計画として策定するものです。

### 1. 計画の数値目標

自殺対策大綱（令和4年10月閣議決定）では、令和8年までに平成27年対比で自殺死亡률을30%以上減少させることを数値目標に掲げていることから、「誰も追いつまれない“まち”」の実現を目指して、令和8年までに自殺死亡者を0人とすることを目標に掲げます。

### 2. 沼田町の現状と関連データ

過去10年間（平成25から令和4年）における人口10万対の自殺死亡률の平均値を比較したところ、本町は北空知及び全道、全国よりも低い傾向です。性別や職業、家族構成等による特徴的な傾向はありません。

今後、より一層の高齡化率の上昇及び就労人口の減少、第3次産業従事者の増加等が予測されることから、本町の全施策が町民一人ひとりを支える重要な施策とします。

### 3. 対策の方向性

生きづらさを抱えた時に辛い気持ちを吐露できるような地域づくりを目指し、本町の各種事業の中において包括的に取り組みます。

### 4. 具体的な取り組み

- (1) 地域におけるネットワークの強化（関係機関の連携と支援）
- (2) 自殺対策を支える人材の育成（専門職の確保と育成、住民対象の健康教育）
- (3) 住民への啓発と周知（予防にかかわる情報提供）
- (4) 生きることの促進要因への支援（居場所づくり及び生きがいつくり、ハイリスク者及び遺族への支援）
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育（自己肯定感を育む取り組み、保護者支援）

### 5. 生きる支援関連施策

関連する主な事業（67事業）を抽出し、心の健康の視点で整理しました。

### 6. 対策の推進体制等

本町の組織が緊密に連携して総合的に推進し、保健福祉課が進捗状況を管理します。また、令和10年度に本計画の実績を評価し、次期計画を策定します。